

大阪市立斎場条例（抄）

昭和24年大阪市条例第31号

（設置）

第1条 本市に斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|----------------|
| (略) | (略) |
| 大阪市立葬祭場 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目 |

（業務）

第2条 斎場は、火葬又は葬祭に関する業務を行う。

2 大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）は、前項に定める業務のほか、当該業務の実施を妨げない限度において、市長が認める業務を行う。

（休場日）

第3条 斎場の休場日は、1月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により代行斎場（同条の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに斎場の管理を行わせている場合における当該斎場をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行斎場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、代行斎場以外の斎場については、時宜により休場日を変更し、又は臨時に休場することがある。

（使用の許可）

第4条 代行斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行斎場の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき

(5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行斎場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行斎場からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行斎場への入場を断り、又は代行斎場から退場させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認める者

(省略)

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、第4条の規定による許可に関し必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(省略)

(利用料金)

第9条 市長は、指定管理者に葬祭場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 式場使用料 1回 500,000円

(2) 多目的室使用料 1回 6,000円

(3) 駐車場使用料 1台1時間までごとに 400円

4 前項の規定にかかわらず、式場における葬祭に参列しようとする者が当該参列のために駐車場を使用する場合は、同項第3号の駐車場使用料は、無料とする。

5 市長は、第3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

7 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(省略)

(管理の代行)

第13条 葬祭場の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人等であつて市長が指定するものに行わせる。

(省略)

(指定申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、斎場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 斎場の効用を最大限に発揮するとともに、斎場の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 斎場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(省略)

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 代行斎場の使用の許可に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他代行斎場の管理に関する事

(省略)

大阪市立斎場条例施行規則（抄）

昭和24年4月1日規則第41号

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号。以下「条例」とい。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第8条において準用する条例第4条の規定により条例第1条の表に掲げる斎場（条例第3条第2項に規定する代行斎場を除く。次項において同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載して、特別の理由がない限り使用の日の前日までに、これを市長に提出しなければならない。この場合において、火葬のために使用許可を受けようとする者は、火葬許可証を併せて提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2）使用の日時

（3）使用の目的又は使用する施設

（4）その他市長が必要と認める事項

2 火葬許可証は、火葬を行った後、火葬の日時を記入し、斎場の管理者（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第12条の管理者をいう。）が記名押印の上、使用許可を受けた者にこれを返付する。

（使用料の減免）

第3条 本市住民又は大阪市立弘済院の入所者（以下「弘済院入所者」という。）で、条例第12条第1号又は第2号に該当するものに対しては、申請により火葬料を減額し、又は死体預り料若しくは式場使用料を免除する。

2 前項の規定により使用料の減免を申請しようとする者は、本市住民にあっては市長又は所轄保健福祉センター所長、弘済院入所者にあっては弘済院長の証明書を提出しなければならない。

（指定申請の公告事項）

第4条 条例第14条第5号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

（1）条例第3条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）

（2）指定申請に必要な書類

（3）条例第16条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨

（指定申請の方法）

第5条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第16条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの斎場の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 斎場の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第6条 市長は、条例第17条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第7条 斎場に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 斎場の管理の業務の実施状況
- (4) 斎場の利用者数、施設の稼働状況その他の利用状況

(5) 斎場の管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第8条 斎場の使用の許可を受けた者又は入場者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(省略)

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

（1）不動産

（2）船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

（3）前二号に掲げる不動産及び動産の従物

（4）地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

（5）特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

（6）株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

（7）出資による権利

（8）財産の信託の受益権

2 省略

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（私人の公金取扱いの制限）

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 省略

2-6 省略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は計理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第244条の4 省略

2 省略

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4－5 省略

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する採決に不服がある者は、都道府県知事がした採決については総務大臣、市町村長がした採決については都道府県知事に再審査請求することができる。

（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

（1） 使用料

（2）－（6） 省略

2－3 省略

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

（資金前渡）

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

（1）－（17）省略

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。

3 省略

（支出事務の委託）

第165条の3 第161条第1項第1号から第15号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

3 第158条第4項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。